市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書等に関する正誤表

書類	正誤箇所	誤		正	
		表 18 排水基準(環境項目)		表 18 排水基準 (環境項目)	
		項 目↩	基準値。	項 目	基準値
		水素イオン濃度 (水素指数・pH)。	5.8以上8.6以下。	水素イオン濃度 (水素指数・pH)	5.8 以上 8.6 以下
		生物化学的酸素要求量(BOD)。	20 mg/L 以下。	生物化学的酸素要求量(BOD)	10 mg/L 以下
		化学的酸素要求量(COD)。	総量規制基準以下。	化学的酸素要求量(COD)	総量規制基準以下
		_ 浮遊物質量(SS)。	40 mg/L 以下。	浮遊物質量(SS)	20 mg/L 以下
			3 mg/L 以下。	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	2 mg/L 以下
			5 mg/L 以下。	フェノール類含有量	0.5 mg/L 以下
	第1編_第7章	フェノール類含有量。	0.5 mg/L 以下。	銅含有量	1 mg/L 以下
要求水準書	6.1 公害防止基準	銅含有量。	1 mg/L 以下。	亜鉛含有量	1 mg/L 以下
女小小牛自			1 mg/L 以下。	溶解性鉄含有量	5 mg/L 以下
	表 18	溶解性鉄含有量。	5 mg/L 以下。	溶解性マンガン含有量	5 mg/L 以下
		溶解性マンガン含有量 -	5 mg/L 以下。	クロム含有量	0.5 mg/L 以下
			0.5 mg/L 以下。	大腸菌群数	3,000 個/cm3 以下
		大腸菌群数。	3,000 個/cm3 以下。	窒素含有量	30 mg/L、総量規制基準以下
		空素含有量。 りん含有量。	30 mg/L、総量規制基準以下。 4 mg/L、総量規制基準以下。	- りん含有量	4 mg/L、総量規制基準以下
		※この表に掲げる排水基準は1日当たりの平均的な排水量が 業場に係る排水について適用する。。 ※化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量 50m³以上である事業場に適用される。。。			
	第 2 編_第 1 章 1.全体計画	(9) 景観については、江戸川地	域の豊かな緑と水辺を	(9) 景観については、江戸川地	域の豊かな緑と水辺を
		イメージし、近傍からの眺望	計画や、ランドマーク	イメージし、近傍からの眺望	計画や、ランドマーク
		にも配慮した意匠とし、清潔	感や市民に親しまれる	にも配慮した意匠とし、清潔	感や市民に親しまれる
 要求水準書		よう計画すること。また、市	川市景観計画における	よう計画すること。また、市	川市景観計画における
女小小牛自		当建設地の区分は「市街地ゾ	ーン」、「幹線道路沿道	当建設地の区分は「市街地と	バーン」、「河川・臨海ゾ
	(9)	ゾーン」の 2 区分にかかるた	め、建築物等の外観は、	ーン」、「幹線道路沿道ゾーン	/」の3区分にかかるた
		それぞれの区分別方針を考慮	<u></u> した計画とすること。	め、建築物等の外観は、それ	でれの区分別方針を考
				<u>ー</u> 慮した計画とすること。	
要求水準書	第2編_第1章	(7) 管理棟正門から西側ロータレ	ーを通り、現施設へ抜	(7) 管理棟の職員用玄関付近で	市職員送迎用マイクロ
	2.配置・動線計画	ける車両動線を確保すること	こ。また、管理棟の職員	バスからの乗り降りができ	るようにすること。な
	(7)	用玄関付近で市職員送迎用	 マイクロバスからの乗	お、管理棟の職員用玄関から	の出入りを確保した上

書類	正誤箇所	誤	正
		り降りができるようにすること。なお、 <u>車両の通行</u> および管理棟の職員用玄関からの出入りを確保した上で、西側ロータリーを高規格堤防と同じ地盤高さとすることも可とする。	で、西側ロータリーを高規格堤防と同じ地盤高さと することも可とする。
要求水準書	第 2 編_第 2 章 2.2 燃焼設備 (4)燃焼装置駆 動用油圧装置	 油圧ユニット式とし、油圧ポンプは1ユニットにつき2基(交互運転)とすること。 本装置周辺には油交換、点検スペースを設けること。 油タンクは消防検査合格基準適合品とし、周囲に防油堤を設置すること。 油面計を油タンクの見やすい位置に設置すること。 	 油圧ポンプは 1 炉につき 2 基 (交互運転) とすること。 本装置周辺には油交換、点検スペースを設けること。 油タンクは消防検査合格基準適合品とし、周囲に防油堤を設置すること。 油面計を油タンクの見やすい位置に設置すること。
要求水準書	第2編_第3章 2.1 土地造成工事 (3) 埋設管類の 撤去・仮設	・高規格堤防整備に影響を与えない時期に、外部余熱利用施設への高温水管及びトレンチ、上下水道及び工業用水の埋設管、及び電気の配線等の仮設工事を行うこと。また、埋設配管及びトレンチの撤去についても事業範囲とする。 ・外部余熱利用施設への高温水、電力供給の仮設配管はボックスの中を通す等の処置をすること。また、設置場所は本市の敷地外(国の堤防範囲)も使用可とし、事業終了時までに事業区域内に戻すこと。	・高規格堤防整備に影響を与えない時期に、外部余熱利用施設への高温水管及びトレンチ、上下水道及び工業用水の埋設管、及び電気の配線等の仮設工事を行うこと。また、埋設配管及びトレンチの撤去についても事業範囲とする。なお、工事期間中も外部余熱利用施設の運営ができるように高温水、電力、工業用水の供給を行うこと。 ・外部余熱利用施設への高温水、電力供給の仮設配管はボックスの中を通す等の処置をすること。また、設置場所は本市の敷地外(国の堤防範囲)も使用可とする。なお、新施設からの供給完了後は、事業終了時までに仮設の撤去を行うこと。
要求水準書	第 2 編_第 3 章 2.3 外構工事 (1)道路工事	・舗装は環境に配慮した舗装仕様とし、市の基準を十分に勘案した構造とする。	・舗装は環境に配慮した舗装仕様とする。

書類	正誤箇所	誤	正
要求水準書	第 2 編_第 3 章 2.3 外構工事 (2)駐車場工事	・事業実施区域の敷地面積に対する駐車場面積の割合を12.5%(車路含む)に努めて駐車場を計画すること。 ・見学者用の大型バスは、現状の小学生の社会科見学の最多実績を踏まえ、5台分を確保すること。見学者専用バスー台あたりの面積は、13.0m×3.5mとする。 ・一般来場者用は、10台以上(障がい者用駐車場2台分を含む)を確保すること。一台あたりの面積は、5.0m×2.5m(障がい者用駐車場は5.0m×3.5m)とする。設置位置は、管理棟へ入場しやすい位置とする。・工場棟、計量棟、小動物火葬棟勤務者用及び場内誘導員用として、一時的な作業員用も含めて必要台数を確保すること。一台あたりの面積は、5.0m×2.5mとする。設置位置は、駐車場から管理棟を経ず、直接工場棟へ入場できる場所とする。	・事業実施区域の敷地面積に対する駐車場面積の割合を12.5%(車路含む)に努めて駐車場を計画すること。 ・見学者用の大型バスは、現状の小学生の社会科見学の最多実績を踏まえ、5 台分を確保すること。見学者専用バスー台あたりの面積は、13.0m×3.5mとする。 ・一般来場者用は、10 台以上(障がい者用駐車場 2 台分を含む)を確保すること。一台あたりの面積は、5.0m×2.5m(障がい者用駐車場は5.0m×3.5m)とする。設置位置は、管理棟へ入場しやすい位置とする。・工場棟、計量棟、小動物火葬棟勤務者用及び場内誘導員用として、一時的な作業員用も含めて必要台数を確保すること。一台あたりの面積は、5.0m×2.5mとする。設置位置は、駐車場から管理棟を経ず、直接工場棟へ入場できる場所とする。 ・職員用のマイクロバス2台分を確保すること。一台あたりの面積は、参考資料に提示する車両が駐車できる程度のものとする。
要求水準書	第 2 編_第 3 章 3.1 全体計画 (1)設計方針	・事業実施区域において、関連法令に準拠した 3,090m³ 程度(「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・ 貯留浸透計画策定の手引き」(平成 18 年 9 月千葉県 県土整備部)より、流域面積を 4.2ha〔都市計画決定 区域〕として雨水貯留槽の必要容量を算定し、現施設 地下に設置している雨水貯留槽 3,000m³ 分を差し引 いた数値)の雨水貯留槽を設けること。	・事業実施区域において、関連法令に準拠した 3,090m ³ 程度(「市川市雨水調整施設設置の手引」より、流域面積を 4.2ha〔都市計画決定区域〕として雨水貯留槽の必要容量を算定し、現施設地下に設置している雨水貯留槽 3,000m ³ 分を差し引いた数値)の雨水貯留槽を設けること。

書類	正誤箇所	誤	正		
	第3編_第2章	表 40 計測管理項目(参考)	表 40 計測管理項目(参考)		
	5.運転管理時の計	区分 計画・サンフリンク 項目 頻度 地点 地点 放射性物質 1回/月	区分 計測・サンプリング 項目 頻度		
要求水準書	測管理		放射性物質 1回/月 単位容積重量、粒度分布(6 階級)		
	表 40_計測管理項				
	目(参考)		ク(軟員ノフ、使員ノフ))		
	笠 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	事業者は、「8.2(1)維持管理業務仕様書」及び「8.2(2)	事業者は、「8.2 (1) 維持管理業務仕様書」及び「8.2 (2)		
要求水準書	第5編_第3章	維持管理計画書」に基づき、管理棟の市職員執務室を除	維持管理計画書」に基づき、管理棟を除く事業実施区域		
	2. 清掃管理	く事業実施区域における清掃管理を行うものとする。	における清掃管理を行うものとする。		
	笠 5 短 笠 3 辛	事業者は、「8.2(1)維持管理業務仕様書」及び「8.2(2)	事業者は、「8.2 (1) 維持管理業務仕様書」及び「8.2 (2)		
要求水準書	第 5 編_第 3 章 4. 巡回等	維持管理計画書」に基づき、事業実施区域における巡回・	維持管理計画書」に基づき、管理棟を除く事業実施区域		
		防犯及び車両誘導等を行うものとする。	における巡回・防犯及び車両誘導等を行うものとする。		
	第 16 条第 8 項	施設運営企業は、連帯して施設運営業務の実施にあたる	施設運営企業は、連帯して施設運営業務の実施にあたる		
基本協定書(案)		ものとし、市に対し施設整備請負契約において負担する	ものとし、市に対し運営業務委託契約において負担する		
SPC あり		一切の債務を、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 454 条	一切の債務を、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 454 条		
31 6 65 7		に定めるところにより相互に連帯して保証するものと	に定めるところにより相互に連帯して保証するものと		
		する。	する。		
	第7条	基本契約の有効期間は、前文の規定により基本契約が有	基本契約の有効期間は、前文の規定により基本契約が有		
基本契約書(案)		効となったときから本事業が終了した日までとする。た	効となったときから本事業が終了した日までとする。た		
SPCあり		だし、第 11 条第 2 項の代表企業の保証の期間は、本事	だし、第 12 条第 2 項の代表企業の保証の期間は、本事		
		業の終了日から1年を経過する日までとする。	業の終了日から1年を経過する日までとする。		
施設整備請負契 約書(案) SPC あり	第 72 条第 1 項	市は、施設整備企業がこの契約に関して、市川市次期ク	市は、施設整備企業がこの契約に関して、市川市次期ク		
		リーンセンター整備・運営事業に関する基本協定第 15	リーンセンター整備・運営事業に関する基本協定第 16		
		条第5項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除	条第5項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除		
		することができる。	することができる。		
施設整備請負契		前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定に	前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定に		
約書 (案)	第 72 条第 2 項	よる解除の場合に準用する。ただし、基本契約第31条	よる解除の場合に準用する。ただし、基本契約第30条		
SPCあり		第3項及び第4項により賠償金を支払う場合を除く。	第2項により賠償金を支払う場合を除く。		

書類	正誤箇所	誤	正
施設整備請負契 約書(案) SPC あり	第 73 条第 2 項	施設整備企業が前項各号のいずれかに該当するときは、 市が契約を解除するか否かにかかわらず、施設整備企業 は、請負代金額の 10 分の1に相当する額を違約金とし て市の指定する期間内に支払わなければならない。ただ し、基本契約第 31 条第 3 項及び第 4 項により賠償金を 支払う場合を除く。	施設整備企業が前項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、施設整備企業は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、基本契約第30条第4項により賠償金を支払う場合を除く。
施設整備請負契 約書(案) SPC あり	第 80 条第 1 項	市は、第72条第1項が引用する基本協定第15条第5項各号のいずれかに該当するときは、施設整備請負契約を解除するか否かを問わず、基本契約第31条第2項から第4項までの規定に従い、賠償金を施設整備企業に請求することができる。また、市川市次期クリーンセンターの引渡し後においても適用があるものとする。	市は、第72条第1項が引用する基本協定第16条第5 項各号のいずれかに該当するときは、施設整備請負契約 を解除するか否かを問わず、基本契約第30条第2項か ら第4項までの規定に従い、賠償金を施設整備企業に請 求することができる。また、市川市次期クリーンセンタ ーの引渡し後においても適用があるものとする。
施設整備請負契 約書(案) SPC あり	第 80 条第 7 項	第4項各号又は第5項に定める場合(前項の規定により 第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除 く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして施設 整備企業の責に帰することができない事由によるもの であるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。	第4項各号又は第5項に定める場合(前項の規定により 第5項に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして施設整備企業 の責に帰することができない事由によるものであると きは、第4項及び第5項の規定は適用しない。
運営業務委託契 約書(案) SPC あり	第 58 条第 1 項	運営事業者が、第57条第2項又は前条第3項の規定により与えられた改善復旧期間に、市川市次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行い、市川市次期クリーンセンターの正常な運転(要求水準を全て満足する運転をいう。以下同じ。)ができるよう回復できない場合は、改善復旧期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを市が確認するまでの期間に相当する施設運営費のうちの固定費(ごみ焼却処理施設が正常に運転できない場合はごみ焼却処理施設にかかる業務委託費の固定費とし、不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合は不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合は不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合は不燃・粗大ごみ処理施設にかかる業務	運営事業者が、第56条第2項又は前条第3項の規定により与えられた改善復旧期間に、市川市次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行い、市川市次期クリーンセンターの正常な運転(要求水準を全て満足する運転をいう。以下同じ。)ができるよう回復できない場合は、改善復旧期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを市が確認するまでの期間に相当する施設運営費のうちの固定費(ごみ焼却処理施設が正常に運転できない場合はごみ焼却処理施設にかかる業務委託費の固定費とし、不燃・粗大ごみ処理施設にかかる業務

書類	正誤箇所	誤	正
		委託費の固定費とする。)を 10 パーセント (ごみ焼却処理施設又は不燃・粗大ごみ処理施設のそれぞれにつき施設全体の稼働が停止している場合は 20 パーセント) 減額するものとする。ただし、要求水準の未達が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。	委託費の固定費とする。)を 10 パーセント (ごみ焼却処理施設又は不燃・粗大ごみ処理施設のそれぞれにつき施設全体の稼働が停止している場合は 20 パーセント) 減額するものとする。ただし、要求水準の未達が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。
運営業務委託契 約書(案) SPCあり	第 73 条第 1 項 第 13 号	運営事業者が施設運営期間の開始日までに第 12 条に定める契約の保証を付さなかったとき。	運営事業者が施設運営期間の開始日までに <u>第 11 条</u> に定める契約の保証を付さなかったとき。
運営業務委託契 約書(案) SPC あり SPC なし	別紙 4 第 1 条第 3 項第 5 号	施設運営企業は、徴収に係る手数料を、徴収した日の翌月15日(その日が市川市の指定金融機関及び収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日)までに現金等払込書に領収済通知書を添えて、出納取扱店又は収納取扱店に払い込むものとする。	施設運営企業は、徴収に係る手数料を、徴収した日の翌月15日(その日が市川市の指定金融機関及び収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日)までに現金等払込書に領収済通知書を添えて、出納取扱店又は収納取扱店に払い込むものとする。ただし、事務処理等の事情によりやむをえないと市長が認めたときは、払込日を変更することができる。

書類	正誤箇所	誤	正
運営業務委託契	別紙 6	固定費、変動費(変動費単価)については、次式に従っ	固定費、変動費(変動費単価)については、次式に従っ
約書(案)	2.見直し方法	て変化率により見直しを行うものとする。	て変化率により見直しを行うものとする。
SPCあり			
SPCなし		Y = X × (変化率)	Y = X × (変化率)
		Y : 見直し後の施設運営費(固定費、変動費単価)	Y:見直し後の施設運営費(固定費、変動費単価)
		X : 見直し前の施設運営費(固定費、変動費単価)	X:見直し前の施設運営費(固定費、変動費単価)
		(変化率):前回見直し時(※1)からの企業物価指数(※	(変化率): 前回見直し時(※1)からの各指数の 12 ヶ
		2)の 12 ヶ月平均値(※ 3)の変化率	月平均値(※2)の変化率
		※1 実際に見直しが行われた時点を指す(初回の見直	※1 実際に見直しが行われた時点を指す(初回の見直
		しの場合は、入札書の提出時を指す。)。(以下同	しの場合は、契約締結時を指す。)。(以下同様。)
		様。)	
		※2 <u>入札書の提出時</u> については、【●】年【●】月から	※2 <u>契約締結時</u> については、【●】年【●】月から【●】
		【●】年【●】月までの 12 ヶ月平均値とし、そ	年【●】月までの 12 ヶ月平均値とし、その他の
		の他の年度については、当該年度の前年の8月か	年度については、当該年度の前年の8月から当該
		ら当該年度の7月までの12ヶ月平均値とする。	年度の7月までの12ヶ月平均値とする。